

令和2年 内閣府と関係府省との間で調整を行った提案 (A)

〔「対応方針欄」 実現・対応できるもの・・・①〕
 〔 実現・対応できないもの・・・②〕

1 長野県発案の提案

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
1	<p>家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること</p> <p>【農林水産省】 (家畜伝染病予防法)</p> <p>※重点事項に選定</p>	<p>【現状】 豚熱ワクチン接種は県職員かつ獣医師である家畜防疫員しか行えず、家畜防疫員の業務の負担が増大している。</p> <p>【提案】 民間獣医師も予防的ワクチン接種を可能とする。</p>	<p>① 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、确实かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。</p>
2	<p>治山事業における複数年契約制度の導入</p> <p>【農林水産省】 (森林法等)</p>	<p>【現状】 近年山地災害が激甚化・多様化し、大規模な山腹・溪間工事や地すべり防止工事が増加しており、事業が複数年度にわたることが多いが、治山事業は単年度事業とされているため、毎年入札事務や仮設工事等の事務や経費が発生している。</p> <p>【提案】 複数年契約を可能とする。</p>	<p>① 治山事業(10条の15第4項4号)については、国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)により複数年にわたる契約を締結した過去の事例と併せて、国庫債務負担行為の活用について、令和2年度中に都道府県に通知する。</p>

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
3	<p>「農業振興地域制度に関するガイドライン」における農用地区域からの除外に係る要件の明確化</p> <p>【農林水産省】 (農業振興地域制度に関するガイドライン)</p>	<p>【現状】 農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号の要件は満たすものの、農用地としての必要性が失われたと認められる土地について、農業振興地域制度に関するガイドライン上、農用地区域から除外できるか明確に示されていない。</p> <p>【提案】 可能であることをガイドラインに明確に記載する。</p>	<p>① 市町村(特別区を含む。)の定める農用地利用計画(10条3項)については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを明確化する。</p>
4	<p>開発行為の許可不要施設の整備に係る農用地区域の変更にあたり基礎調査を前提としない旨の明確化</p> <p>【農林水産省】 (農業振興地域制度に関するガイドライン)</p>	<p>【現状】 農用地において開発行為の許可が不要な施設を整備した場合、整備中又は整備後に農用地区域を変更する必要があるが、基礎調査を行わなくても随時農用地区域から除外できるかどうか、農業振興地域制度に関するガイドライン上、明確に示されていない。</p> <p>【提案】 基礎調査を前提としないことをガイドラインに明確に記載する。</p>	<p>① 農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更(13条1項)については、同計画に関する基礎調査(12条の2第1項)を実施する必要がないことを明確化する。</p>

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
5	<p>「農業振興地域制度に関するガイドライン」の記載事項の削除</p> <p>【農林水産省】 (農業振興地域制度に関するガイドライン)</p>	<p>【現状】 農用地において開発行為の許可が不要な施設は農業地域の振興に関する法律第 15 条の 2 第 1 項第 1 号から第 12 号までに規定されているが、農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「開発行為の許可が不要(規則第 37 条)」との記載が、規則第 37 条に該当する場合のみ開発行為の許可が不要であるかのような誤解を生んでいる。 (規則第 37 条は、上記下線部第 11 号のみにかかる規定)</p> <p>【提案】 ガイドラインから「(規則第 37 条)」の文言を削除する。</p>	<p>① 農用区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもの(施行規則 37 条)に限定されないことを明確化する。</p>

2 他の地方公共団体等との共同提案

No	提案項目 [提案団体] [所管府省] (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
1	<p>自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化</p> <p>[宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県]</p> <p>【法務省、農林水産省】 (自作農創設特別措置登記令等)</p> <p>※重点事項に選定</p>	<p>【現状】</p> <p>国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となっている事例が発生しており、次のような問題が生じている。</p> <p>①二重登記を解消するには関係者全員からの承諾書が必要だが、相続等により関係者が多数に上ることや、法務局の過失が原因であることから収集が困難。</p> <p>②二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が困難。</p> <p>③昭和時代の資料が根拠資料として必要となるため、収集が困難</p> <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化 	<p>①</p> <p>自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続きが利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。

No	提案項目 [提案団体] 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
2	<p>郵便局において取り扱 わせることが可能な事 務の要件緩和</p> <p>[泰阜村、長野県、大町 市、長和町、山ノ内町、 飯綱町、原村、天龍村、 豊丘村、筑北村]</p> <p>【総務省、法務省】 (地方公共団体の特定 の事務の郵便局におけ る取扱に関する法律)</p> <p>※重点事項に選定</p>	<p>【現状】 支所の窓口業務を郵便局に委託 するに当たり、以下の業務につ いては郵便局員だけでは処理が できず、自治体職員を郵便局に 常駐させなければならない。</p> <p>①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の 郵便局における取扱に関する 法律第2条において、交付、請 求の受付、引き渡しが可能と されている各種証明書の交付 決定 ④代理人による届出の受付</p> <p>【提案】 郵便局員に取り扱わせることを 可能とする</p>	<p>①</p> <p>【総務省】 (i)以下に掲げる地方公共団体 の事務については、地方公共団 体が指定する郵便局において取 扱わせることができる事務(2 条)に追加する。</p> <p>①転出届(住民基本台帳法(昭42 法81)24条)の受付及び転出 証明書(住民基本台帳法施行令 (昭42政令292)23条1項) の引渡し ②印鑑登録の廃止申請(印鑑登録 証明事務処理要領(昭49自治 省行政局振興課長)第5の1) の受付 ③署名用電子証明書の発行の申 請(電子署名等に係る地方公共 団体情報システム機構の認証 業務に関する法律(平14法 153)3条1項)の受付及び当 該申請に係る署名用電子証明 書の提供(同条7項)並びに署 名用電子証明書の失効を求め る旨の申請(同法9条1項)の 受付 ④利用者証明用電子証明書の発 行の申請(同法22条1項)の 受付及び当該申請に係る利用 者証明用電子証明書の提供(同 条7項)並びに利用者証明用電 子証明書の失効を求める旨の 申請(同法28条1項)の受付 (ii)上記①及び②並びに納税証 明書の交付の請求の受付等(2 条2号から5号)の事務につ いては、代理人による届出の受付等の 取扱いを可能とし、その旨を、上 記①及び②については地方公共 団体が指定する郵便局において 取り扱わせることができる事務</p>

No	提案項目 [提案団体] 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	政府対応方針
			<p>(2条)の追加に係る見直しに合わせて、納税証明書の交付の請求の受付等の事務については令和2年度中に、それぞれ地方公共団体に通知する。</p> <p>(関係府省：法務省)</p> <p>(iii)市区町村の職員による対面の本人確認等が必要な窓口業務について、行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討等を踏まえつつ、郵便局におけるワンストップサービスに資する運用を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>【法務省】</p> <p>代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> <p>(関係府省：総務省)</p>

以上